

承認第1号

専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成28年1月27日提出

南風原町長 城 間 俊 安

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

平成27年12月28日

南風原町長 城 間 俊 安

（専決処分した理由）

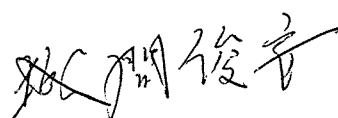
地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第108号）が平成27年12月25日に公布され、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが平成28年1月1日から改正される。これを踏まえ、南風原町税条例等の一部を改正する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

南風原町条例第29号

南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

南風原町長



南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち南風原町税条例第51条第2項各号の改正規定中「同条第2号」を「第2号」に、「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち南風原町税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。